

資料4 鉄道事業法に基づく行政処分(業務改善の命令)

安全確保に関する事業改善命令

関鉄一第193号
関鉄二第236号
関鉄安第374号
関鉄官第18号
平成18年11月24日

銚子電気鉄道株式会社
代表取締役社長 小川文雄 殿

関東運輸局長
大藪 讓治

安全確保に関する事業改善命令

平成18年10月23日から26日の4日間にわたり、当局で実施した保安監査の結果、下記の事項について改善が必要と認められたので、鉄道事業法第23条の規定に基づき改善措置を速やかに講ずるよう命令する。

改善を要する事項については、2ヶ月以内にその措置状況を報告されたい。

なお、改善の措置が完了するまでの間、特に輸送の安全の確保には万全を期されたい。

また、措置状況の報告の後、必要により立ち入り調査を実施しその状況が適正でないとは認められるときは、更に必要な措置をとることがあるのでその旨申し添える。

記

1. 組織の安全管理体制の改善

(1) 安全管理体制の確立

鉄道事業に関する業務管理及び教育・訓練等が適切に行われていないこと並びに施設及び車両に関する保守・管理が適切に行われていないことが確認された。

また、施設及び車両に関する保守・管理については、前回の監査時にも確実に実施するよう指示しているが、実施されていないことが確認された。

これらは、経営幹部が現場の業務運営の実態を把握していなかったことにも大きな要因があると考えられる。

よって、法令等を遵守し経営幹部が安全確保に関し確実にその責務を果たすとともに、組織体制を再構築し、安全管理体制を確立すること。

(2) 教育・訓練体制の確立

列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員に対し、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならないにもかかわらず、本社及び各部門において教育及び訓練等の計画・実施がなされていないことが確認された。

また、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければその作業を行わせてはならないにもかかわらず、長期間にわたりその確認が実施されていないことが確認された。

よって、係員に対し作業の内容に対応した知識及び技能を保有するよう教育及び訓練を行い、また、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員には、作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確認すること。さらに、これらの教育・訓練等の体制を整備し、確実に実施すること。

(3) 施設等の検査及び修繕等の施行、管理体制の確立

施設の定期検査の未実施、巡回検査の周期超過及び修繕計画の不備等が確認された。

また、車両の定期検査の一部が未実施、列車検査の周期超過であることが確認された。

よって、検査、修繕及びその記録の保存等検査の施行、管理が確実に実施できる体制を整備し、確実に実施すること。

(4) 基本動作の励行及び厳正な取扱いの徹底

笠上黒生駅・仲ノ町駅間は、票券閉そく方式により列車間の安全を確保しており、笠上黒生駅から上り列車を出発させる際には、仲ノ町駅の承認を受けることになっているにもかかわらず、通票の授受のみで列車を出発させていることが確認された。

また、列車の乗務員には、列車の停止を必要とする障害が発生したときのために、列車防護用信号器具（合図灯）を携帯させることになっているにもかかわらず、携帯させていないことが確認された。

よって、列車等の運転の安全確保のために、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が、運転取扱いを厳正に実施し、それぞれの分担する作業を的確に実行できるよう徹底すること。

2. 鉄道施設の改善

(1) 踏切道の安全確保

踏切保安設備の踏切遮断機は、列車等の通過後に遮断状態を解除する動作を開始するものとされているが、観音踏切道は列車が通過中であるにもかかわらず、踏切遮断機の遮断状態を解除していたことが確認された。

列車又は車両が通過中に踏切遮断機が上昇することは、踏切通行者等の安全を損なうため、必要な改善をすること。

(2) 施設の総点検の実施、整備計画の策定及び改善

定期検査の未実施、巡回検査の周期超過及び修繕計画の不備等により、次のとおり、保守状態の不適切な施設が確認された。

よって、施設の総点検を実施し、その結果に基づき施設の整備計画を立てるとともに必要な改善をすること。

- ① まくら木の腐食、折損及び路盤内への沈下等が各所に見られ、道床の一部が減損している箇所がある。
- ② 軌道内に周辺の土砂が流入堆積し、車両の車輪フランジにより押し固められている。
- ③ レールの継目板部分には、車両が通過する際、車輪フランジ下方に位置する部分に削れた痕跡がある。

- ④ 笠上黒生駅の分岐器において、バックゲージが規定値を超えている。
- ⑤ 笠上黒生駅の夜間用転てつ器標識が腐食により損傷し、機能しておらず転てつ器の開通方向が確認できない状態である。
- ⑥ 信号及び踏切保安設備の器具箱に腐食及び穴あきが見られる。
- ⑦ 踏切保安装置（せん光灯、クロスマーク及び送着電線等）の脱落及び腐食が多数見られる。
- ⑧ 電車線柱、支線の腐食及びレールボンドの脱落等が多数見られる。
- ⑨ 電車線の偏いが、レール面に垂直の軌道中心面から250mm以内となっていない。（測定値350mm以上）
- ⑩ 電力司令所と笠上黒生変電所の間において、電力指令電話が使用不能の状態である。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。